



第一次世界大戦外交史

開戦前夜から講和会議と近東分割まで

芦田均

書肆心水

本書について

芦田均には二〇一五年に岩波文庫に入った『第二次世界大戦外交史』を含め、「芦田外交史五巻」あるいは「最近世界外交史全五冊」などと称される一連の著書がある。そのそれぞれの初版は刊行順に次のとおりである。

- 1 『最近世界外交史 前篇 ビスマルクより世界大戦まで』一九三四年（明治図書刊行）※芦田均訳編（フランzenブルヒ原著）
- 2 『最近世界外交史 中篇 世界大戦より戦後の欧洲まで』一九三四年（明治図書刊行）
- 3 『最近世界外交史 後篇 米国参戦より聯盟脱退まで』一九三四年（明治図書刊行）
- 4 『第二次世界大戦前史』一九四二年（中央公論社刊行）
- 5 『第二次世界大戦外交史』一九五九年（時事通信社刊行）

5の『第二次世界大戦外交史』は芦田均歿後ほどなく刊行され、それに続いて時事通信社から右記1～4の既刊著作も新たに校訂のうえ改版復刻された。先ず一九六〇年に『第二次世界大戦前史』が改版復刻され、その後一九六三年から一九六五年にかけて『最近世界外交史』前篇、後篇の三冊が〔1〕～〔3〕として改版復刻された。

本書『第一次世界大戦外交史』——開戦前夜から講和会議と近東分割まで』は時事通信社版の『最近世界外交史〔2〕——第一次世界大戦から戦後の欧洲まで』の第1篇と第2篇（1ページから四〇二ページまで）の改版改題復刻である。

なお、本書に先だって書肆心水が刊行した「芦田外交史」改版改題復刻版とその元になった版の対応関係は次の通り。

『第二次世界大戦への外交史1——満洲事変とその前史 1919-1933』は右記3の時事通信社改版復刻『最近世界外交史〔3〕——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の後半部分（二〇九ページから五七一ページまで）

『第二次世界大戦への外交史2——ナチスの勃興から開戦まで 1933-1939』は右記4の時事通信社改版復刻『第二次

『世界大戦前史』（『第二次世界大戦前史』の時事通信社版では書き改められた章と増補された章がある）

『両大戦間世界外交史——賠償問題・経済復興・軍備縮小』は右記2の時事通信社改版復刻『最近世界外交史〔2〕——第一次世界大戦から戦後の欧州まで』の第三篇（四〇三ページから五九六ページまで）と右記3の時事通信社改版復刻『最近世界外交史〔3〕——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の第一篇から第三篇（一ページから二〇八ページまで）

この書肆心水版においては全体に左記の表記調整をおこなった。

- 一、読み仮名ルビを補い、現在一般的に漢字表記しないものを仮名表記におきかえた。
- 一、本書刊行所による注記は「」で括り、書籍名を括っている「」は『』におきかえた。
- 一、ごく一部の送り仮名を現代的に調整した。
- 一、和文引用文における仮名遣いの新旧混在はそのままにしたが、ごく近接する箇所での混在は旧仮名遣いで揃えた。
- 一、明らかな誤記誤植はそれと示すことなく修正した。
- 一、底本では漢字は新字体が使用されており、まれに旧字体が混在しているが、これは新字体に変更した。また、漢字は標準字体で統一した。
- 一、現代風に読点を補ったところがある。（「にさん」と読む「二三」など。）
- 一、底本では「満州」と表記されているが、これは（本書に先だって刊行した『第二次世界大戦への外交史1・2』『両大戦間外交史』における処理同様）「満洲」におきかえた。
- 一、底本では「聯盟」と表記されているが、これは（本書に先だって刊行した『第二次世界大戦への外交史1・2』『両大戦間外交史』における処理同様）「連盟」におきかえた。（伴って他の「聯」も「連」におきかえた。）
- 一、欧文のハイフンの和文中でのおきかえが「ブレスト・リトウスク」「サイクス・ピコ」のように不統一であるものを「」に統一し、その他、語の目立つ表記不統一も統一した。（例 蟲負／蟲負 白書／「緑書」）

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一篇 世界大戦中の外交

第一章 世界戦争勃発前の十日間 24

老帝ヨゼフと皇太子フェルディナント 24

サラエヴォの兇変 25

オーストリアの最後通牒 29

ベルリンと露都の睨み合い 35

ロシア対オーストリア 38

ドイツ火蓋を切る 40

イギリスの逡巡——調停より参戦へ 43

独仏間の折衝 51

ベルギーの中立侵犯 56

第二章 日本の参戦 59

欧洲大戦と日本 59

グレイ外相と日本の参戦 60

参戦決定 62

イギリスとの交渉 63

対独最後通牒 67

第三章 イタリア参戦す 71

三国同盟とイタリア 71

イタリアの宿望 73

カイゼルの容喙 75

ジョリッチかサランドラか 76

ダヌンチオ狂瀾を既倒に回す 78

ロンドン協約の成立 81

第四章 トルコおよびバルカン諸邦の動向 88

一 トルコの大戦参加 88

トルコの内政 88

ゲーベンとブレスラウ 93

トルコと協商国 96

二 ブルガリアと大戦 103

ブルガリアの枢軸的地位 103

ノーエル・バクストンの使命 104

バジエット將軍の来訪 107

フェルディナント王の行住 109

代償物提供の交渉 111

三 ギリシヤの参戦 115

ギリシヤの提案拒まる 115

第五章

ロンドン宣言および日露同盟 124

四 協商側ギリシヤを誘う 116 数奇なるルーマニアの運命 118

ルーマニアとイタリア 118
ルーマニア中立の布告 118
協商国との密約 119

一 露仏と日本 124

ひく手数多の日本 124
国内の世論 124
日仏同盟の提議 126
ロシアよりの同盟提議 127

二 日本出兵の懇請 129

加藤外相の意見 130
海軍の協力 131

三 ロンドン宣言への加入 132

石井外相の意見 133

四 日露同盟なる 135

日露秘密条約 137
追加協定 139

第六章 二十一カ条問題 141

一 日支懸案の解決 141

世界戦争と日支懸案 141
加藤・グレイ会談 142

二 二十一カ条の要求 143

交渉開始当時の空気 149
日置公使の開談 150
支那国論の動揺 152
欧米の注目 153

三 日本の決意 154

加藤外相の決心 154
滿蒙における權益問題 155
四月二十六日の修正提案 157
支那の最終的修正案 158

四 最後通牒 159

五月初旬の元老會議 159
最後通牒の条件 161
最後通牒と北京政府 163

五 日支条約の内容 167

山東に関する約束 167

第七章

トルコ分割の密約 190

九 わが要求の原案、修正案、確定案の比較 178

八 日支交渉の手際 175

七 日支交渉と英米両国の態度 171

六 いわゆる第五号について 170

二十一カ条の正味 169

南満洲および東部内蒙古に関する要求 168

福建省に関する約束 169

一 「海峡」地帯領有に関する英露仏三国協定 190

必要なる悪事 190

代償物の提供 193

ロシアの提案 195

ロシア主戦派に対する餌 197

第八章

ロシア革命と単独講和

——ブレスト・リトフスク条約

205

一 ロシア革命の遠因

205

人口の錯雑

205

保守神権の本山

206

貴族と大地主

207

隷農制度

208

ロシア官僚政治

209

二

世界大戦とロシア

210

国内の情勢

210

戦勝の自信動揺す

211

食糧の欠乏

213

三

ロシア革命なる

214

三月革命

214

共産党の進出

215

革命と軍隊

217

レーニン革命

218

四

ブレスト・リトフスクの講和

219

二

一九一五年のロンドン秘密条約

199

三

サイクス・ピコ条約（一九一六年五月十六日）

200

四

サン・ジャン・ド・モーリエヌの協定

202

第二篇 休戦および平和

第一章 休戦の成立

ブレストの休戦	219
ロシアの態度	220
独逸の態度	221
ブレスト・リトウスクの講和会議	222
講和の基本条件	223
ドイツ、オーストリアの意見一致を欠く	223
協商国は答えず	224
ソヴェエトの意見岐る	225
ロシア屈服す	226
ブレスト・リトウスク条約の波紋	226
一 ドイツ軍の崩潰	230
ドイツ勝利の自信を失う	230
奥匈国の提案	231
トルコおよびブルガリアとの休戦	232
ムードロス沖の休戦	232
サラニカの休戦	233
ドイツついに休戦を求む	234

第二章

パリ講和会議の組織

240

一 平和会議の組織

240

諸星パリに集まる

240

列強の全権

241

会議の構成

242

専門委員会

243

二 講和会議の運用

244

フランスの提案

244

大国専擅

245

討議の順序

245

四巨頭会議

246

第三章

対独講和と列国の態度

248

一 イギリスの主張

248

二 フランスの要求する平和条件

250

三 アメリカの立場

253

四 イタリアとファイウメ問題

255

五 日本と山東問題 256

会議の空気 256

五国会議の討議 257

支那の宣伝と日本の対策 259

交渉の進展 260

第一回首相会議 261

第二、第三回首相会議の討議 263

最終首相会議 264

残された問題 264

会議後記 266

山東問題解決の努力 267

第四章 ドイツおよびその同盟国との講和条約 270

概説 270

領土の変更 271

ドイツの軍備制限 274

保障占領、国際労働その他の事項に関する規定 276

英米の保障条約 276

ドイツの賠償金 277

ドイツの賠償対案 279

山東に関する条項 280

奥匈帝国の崩壊 281

残骸のオーストリア 281

敗残のハンガリー 283

第五章

パリ会議とロシア問題

286

ブルガリアの臥薪嘗胆

285

ロシア問題の重要性

286

パリ会議の討論

288

プリンキポ会議案と英米

290

ソヴイェトとアメリカ

291

イギリスの対露政策

294

フランスの対露政策

295

英人と仏人の特異性

296

ロシアとの通商開始問題

298

フランスの反対

299

英露の通商開始

301

第六章

平和の成立と現実暴露

304

絶望の淵に沈むドイツ

304

フランスの不安

305

イギリスの幻滅

306

英仏協商の崩壊

308

第七章

国際連盟の成立と戦後の変革

312

一 国際連盟思想の抬頭

312

第八章

近東の平和およびトルコの処分

一 セーヴル条約以前のトルコ処分案 329

事態の変化 329

コンスタンチノープルの帰属 330

東部スレーズ 330

小アジアの分割 330

二 セーヴル条約 340

フイリモア報告 312

313

二 パリ会議における規約の討議 314

イギリス全権の決議案 314

国際連盟委員会の事業 315

三 国際連盟の成立 316

国際連盟の組織および加盟国の義務 317

国際連盟の機関 318

国際連盟の脱退 319

四 世界戦争後の変革 320

九百万人の犠牲空し 320

ナシヨナリズムの抬頭 321

経済競争の激化と帝国主義 325

デモクラシーの隆替 325

三	サン・レモの決定	340
	セーヴル条約調印	342
	トルコ国民運動	345
三	希土戦争と英仏伊の態度	345
	フランス、イタリアの単独講和	347
	セーヴル条約とトルコ国民党の運動	348
	国民党の運動と東方民族	352
四	ムダニアの休戦	355
	英土間の危機	357
	英仏間の協定なる	356
	休戦条約の成立	358
	トルコ政策のためにロイド・ジョージ内閣倒る	359
五	ローザンヌ講和会議	359
	会議前記	359
	第一回会議の経過	361
	第一回会議決裂	364
	ローザンヌ条約調印	366
六	アラビアの独立	369
	アラビア国民運動	369
	ヘジャーズ独立の布告	371
	シリアにおける英仏ならびにヘジャーズの抗争	372
七	イラク	374

八 パレスチナ 376
九 エジプトとサイプラス 379

外交事項索引 383

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一次世界大戦外交史

開戦前夜から講和会議と近東分割まで

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一篇

世界大戦中の外交

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章 世界戦争勃発前の十日間

老帝ヨゼフと皇太子フェルディナント

フランス・ヨゼフ老帝の健康が衰えるとともに、奥匈帝国の統一も次第に欧州政界の注目を惹くようになった。皇帝百歳の後にサンテチエンヌの王位は果たして万全であるだろうか。皇太子フェルディナント親皇は豪邁の器であるが、その声望の足りない点からみてどの程度まで民衆の信任を集め得られるであろうか、それは「未来」が解くべき謎として考えられていた。奥匈帝国は一九一八年の秋瓦解するまで、ドイツ人種とマジャール人との覇権のもとに南スラヴ人、チェック人、スロヴァック人、ポーランド人、ルーマニア人、イタリア人等雑多の民族からつくり上げられた寄せ木細工の如き帝国であった。そのうちでも南方スラヴ人種はセルビアと合体して独立する希望を抱き、間接にはロシアを祖宗の国として兄事していた。これがために年来国内紛争の原因を蒔いたのみならず、奥匈国とセルビアとの国交もとかく円滑でなかった。二十世紀の初頭以来、奥匈国の政策は国内においてはスラヴ族の抬頭を抑圧することであり、これがために対外的にはバルカンにおけるロシア勢力に抗争することが死活の問題であったことは、『最近世界外交史』の「第一巻において詳述したところである。

皇太子フランス・フェルディナントは不人気であった。ヨゼフ老帝とも仲が悪く、元老政治家エーレンタールとも争った。実際には涙脆い熱情家で、死を怖れない豪胆な紳士であったというが、世間からは冷酷なけちん坊と見られていた。

皇太子は宗族の反対を排して一九〇〇年にボヘミアの貴族の娘と結婚した。これがために配偶ホーヘンベルク大公妃

は将来とも皇后たるべき権利なく、その子孫は皇位を嗣ぐべき権限を認められていなかった。これも明らかに老帝と皇太子との不和の原因をなしたものである。

あだかも十四年の昔、フランツ・フェルディナントはその恋人ソフィーの故をもつて老帝フランツ・ヨゼフと争ったのである。皇帝は皇子の嘆願にかかわらず、オーストリアの第一流の貴族にもあらざる一伯爵の娘の血をハプスブルクの家系に混えることを許すべからざる汚辱なりとして、その婚姻を拒否した。フェルディナント大公はついに華燭の典を挙げる二日前にホーフブルクの会議室に呼び出されて、皇帝皇后の面前で、ボヘミアの伯爵令嬢との間に生まれることあるべき子孫のために王位継承の権利を永久に放棄することを誓わされた。それ以来、皇儲フェルディナントは常に老帝との関係に円滑を欠き、皇室の式典にはその愛する公妃が、わずかに一伯爵の娘としてのみ待遇される屈辱を忍ばなければならなかった。従兄弟の多くはフェルディナントを嫉視して、老帝の意を迎え、あわよくば自ら代わって皇儲たらんことを希ったものもすくなくはなかった。

フェルディナントは奥匈帝国の建て直しのためにはドイツ人とマジャール人との両頭帝国を改めて、トランスシルヴァニアのルーミア人、ボヘミアのチェック人、それに南方スラヴに属するクロアチア人をマジャールと同格に待遇して、五個の民族の連合国家につくり上げようとの案をもっていた。それがためにハンガリー政治家は陰然皇太子の政敵であった。のみならず過ぐる一年有余、すでに不治の脳症に侵されて時には半狂乱の発作を伴ったから、ハプスブルク家においてはフランツ・ヨゼフ百歳の後に皇位および帝室財産の彼の手に移ることに不安を感じ、何びとも彼に対して愛情を捧げるものはなかった。

サラエヴォの兇変

一九一四年六月二十八日、皇太子フランツ・フェルディナントがボスニアの一市サラエヴォに行啓されるとの公表があったから、不穩の風説が頻々として伝えられた。皇嗣の身辺を氣遣つて行啓中止を勧告したものもあったが、フェルディナントはこれを一笑に付して行啓のことは予定の通り決行され、そしてついに兇漢の銃弾に斃れた。犯人はオース

トリアの国籍をもつセルビア種の青年であつた。

セルビア政府は兇変の報を受け取るや、即時に国内一般に哀悼の意を表すべきことを命じ、新聞紙も翌朝筆を揃えて奥匈国の皇室および国民に対し深甚なる哀悼の意を表した。

しかるにウィーンおよびベルリンの新聞は犯行の裏面にセルビア政府の伏在するかのような筆法をもつて、嚴重に責任の帰属を明白にすべしと威嚇的文字を並べた。もしセルビアの臣民が兇行に加担しているならば、奥匈国政府はただちにセルビア政府に嚴重な要求を提出するであろうと世間一般に推察していたが、さてどの程度の要求を提出するか最も注意された点であつた。しかし人心の緊張した状態に反して、ウィーン、ブダペスト、ベルリンの官辺からは自重と冷静を促すような空氣が流れた。オーストリア外相ベルヒルト伯が外交官に語ったところもハンガリーの宰相チッサ伯の議會声明も、人心を沈静せしめる効果があつた。

オーストリア政府の当面の責任者は外務大臣レオポルト・ベルヒルト伯である。ウィーン第一の風流紳士で、社交にたけた、皮相的思想の持主で、優柔な、不注意なスポーツマンで、いつでもスタンドから人世を見下すという、^①ちの人であつた。

外務次官はハンガリー人のフォルガッシュ Graf Forgach von Gilymes und Gacs——かつてはベオグラード駐在公使となり、フリードユング事件で文書捏造の問題を起こしたことのある有名な外交官——で、セルビアに対する強硬論者として知られた人物である。

ベルヒルト伯のバルカン政策はこの数年来いつも失敗に終わった記録をもっていた。第二回バルカン戦争後のブカレスト条約（一九一三年）ではバルカンの三国がいずれもトルコの負担において領土を拡張し、ことにセルビアの強大となつたことは明らかな失敗であつて、軍部は事変中二度までも動員してしかも何の得るところもなかつたのであるから、外務省の威信は全く地に落ちていた。この失策を償うためにもセルビアに報復を試みなければならぬと、ベルヒルトは決心していたのである。

しかるにハンガリー宰相チッサだけは、この二人の外交家が画策しつつあつたセルビア膺懲の軍事行動に反対であつ

た。チッサはハンガリー第一主義の政治家で、どちらかといえば寡頭政治的な、意志の強い、勇氣ある、武術に秀でた、敏捷な政客である。従つてセルビアを征服してもしこれ以上にスラヴ人が増加すれば、これがためにハンガリーとオーストリアとの権衡は崩れ、また国内のクロアチア人とルーマニア人に不安を与えて、彼の全政策を打ち毀すこととなるであらう。ベルヒルトの策動を感じたチッサは、ただちにヨゼフ皇帝に上書して左の如く奏上している。

サラエヴォの犯罪を機会にセルビアとの清算を行わんとするベルヒルト伯の意見に同意すること能わず。余はこれをもつて大なる錯誤なりと思惟する旨ならびにこれについての責任を分つ能わざるべきをベルヒルトに通じたり。第一にわれ等はいまだセルビアに責任を負わすべき十分の根拠を得ること能わず。またセルビア政府より満足すべき説明を得る場合に戦争を挑発すること能わず。わが国は世界の眼前に最悪の平和攪乱者として曝され、最も不利なる環境において大戦争を開始せざるべからず。第二にルーマニアはすでに離反し去り、最も信頼すべき唯一の盟邦ブルガリアは極端に疲弊しおるをもつて、時機としては不適當なり。現在のバルカン政局においては必要とあれば、何時にても適當なる戦争原因を発見するに困難なし云々。

けれどもチッサの反対論は老帝フランツ・ヨゼフの決心を動かすことはできなかった。そして、七月一日イシルの離宮においてベルヒルトの提出したカイゼル宛親翰に署名して、これをベルリンにあるスツエギーニ伯（大使）に訓令してカイゼルに手交すべきことを命じた。その親翰には左の如き辭句を用いている。

朕の甥に対して加えられたる殺害は汎スラヴ主義者の煽動運動の直接の結果であつて、その目的は三国同盟を弱め、かつ朕の帝国を粉碎することにあつて存する。セルビア政府の共謀の事実を立証することは至難なるも、全スラヴ族をその旌旗の下に糾合せんとする政策はこの種の罪惡を煽動することにある。これを喰ひ止めるにあらざれば、朕の皇統と社稷とが危殆に瀕すべきは疑いを容れない。朕はこれがためにセルビアを孤立せしめ、かつその版圖を縮小する方針に出でざるを得ない。最近の兇變以来、陛下は奥匈國とセルビアとの妥協の到底不可能なること、ならびにかかる犯罪運動の中心がセルビアにおいて不問に付せられる限り、すべての歐洲主權者の平和政策は脅威を受けるを免れざることに陛下の同感せらるべきを確信す……。

ドイツ皇帝はフェルディナント大公暗殺の当時、キールのヨット競走に行幸中であったが、皇太子の親友たるウィルヘルム二世の態度は衆目の中心となった。兇変の報を受け取ったカイゼルの顔色はさっと変わって、さてこう独語された。

「二十五年以来の自分の生涯の努力は、また初めからやりかえなければならぬのか。」

ちょうどその際キールに居合わせたイギリス大使はこの語句を極めて重大に解釈して、皇帝がこれを全ドイツ主義に對する犯行であると判断して、恐らく奥匈国と連帶で犯罪の責任を極力弾糾するであろうと推測した。

カイゼルは七月初旬から例年の如くノルウェーの近海へ巡遊に出られた。カイゼルがかく悠々とベルリンを離れたことは、セルビア問題の危機が去ったことを意味すると解釈したものは決して少なくなかった。イギリス政府もたしかにその一つであったという証拠は、当時賜暇帰国中であつた大使にベルリンへ帰る命令をも出さなかつたことによつて明瞭である。ウィルヘルム二世は北海巡遊中も奥匈国政府およびベルリンと不断に通信を交換していて、セルビアに提出さるべきオーストリアの最後通牒の内容も、その大使フォン・チルシュキーからの報告によつてほぼ承知していた。六月三十日付のフォン・チルシュキーの電報報告は七月四日に皇帝から外務省に下がつてきているのであるが、その簡単な電報に對する註釈は當時の皇帝の心事を窺うに十分である。フォン・チルシュキーはその報告に「ウィーンの空氣は今回こそ徹底的にセルビアとの問題を決済すべしと主張している」と述べているが、ウィルヘルム皇帝はこれに傍註を加えて「今なり、しからずんば時期なし」と書いている。フォン・チルシュキーは更に進んで「本使は機会あるごとに静かに、しかし真面目にオーストリアに對し急激な手段を取ることを戒めつつある」と書いているが、この点に對するカイゼルの傍註はかなり激しいものである。

「そんなことを誰がせよと頼んだ。馬鹿なことだ。そんなことは彼の知つたことではない。オーストリアが自由に決定すべき事柄である。チルシュキーもそういう馬鹿な真似を止めたらよからう。セルビア人を徹底的にやつつける必要がある。そしてできるだけ早く。」

當時における興味ある文書の一つは、ウィーンにあるフランスの一書記生が七月十九日に本国政府へ提出した報告の

一節である。この報告のうちには左の如き事実が載せてある。「奥匈国がセルビアに送る最後通牒が極めて峻厳なるべきこと、セルビアは明白な回答を与えることをさけるに相違ないから、最後通牒の時間は短くしてすぐに軍隊を動かす考えであること、一般にはロシアとフランスの準備のできない間にドイツと提携して戦争をする方が有利なりと信じているが、外相ベルヒルト伯はむしろ奥匈国とセルビアとの戦争に局限したい意向らしい。しかし何が起るか知れない。十分に注意しなければならない。ことに不思議な徴候はサラエヴォ事件以来、電報通信社がセルビアの大小新聞の論調を豊富に供給しはじめたことである。今までは政府筋の新聞の論説ぐらいを打ってきたのに過ぎないのに、かく急に通信を増加したのは、セルビアの地方新聞の主戦論を紹介して開戦論に有利なように世論を導く考えに相違ない」と。不幸にして事件はこの報告書の筋書き通りに進展してきた。

オーストリアの最後通牒

サラエヴォ事件はヨーロッパ政局の紛糾の種となるかも知れないと多くの人は思ったが、しかしかく思いながらもよもやこの事件のために世界戦争は起るまいとの考えが潜んでいた。この考えにひかされて、ヨーロッパの首府にいた外交官は多く暑中休暇に出た。ベルリンにいる英露両国大使は帰国するし、フランス大統領ポアンカレは首相兼外相のヴィヴィアニを率いて、ペテルスブルグへロシア皇帝を訪問に出かけた。

ウィーンに駐在したロシア大使は七月二十日頃に避暑地に出かけて、やっと事件の雲行きに気がついて引き返してきた。イタリア大使アヴァルナ公だけは任地に留まっていたが、しかしこの間にもウィーンにいたイギリス大使は偶然のことから事件に対する内報を得て、これを七月十六日に本国政府に電報した。それはイタリアのリュッソフ伯がイギリス大使に話したところによると、奥匈国政府は十四日にドイツから無条件に支持の約束を得たという事実であった。ウィーンにいたセルビアの公使は七月二十日に本国へ電報して、「オーストリア政府は何か重大なことを考えているらしい。恐らく露仏が干渉する前に軍隊を動かすつもりと思われる。国境地方で動員の準備をしているのはその証拠である」と述べている。

奥匈国政府は七月十九日の御前会議において、セルビアに対する最後通牒の案文を決定した。七月二十三日、在ベオグラード、オーストリア公使ギースリングはその日の午後六時にセルビア外相代理パチョフに面会し、本国政府の命によって最後通牒を手交し、さらに口頭をもって、回答期限にいたり満足な回答に接しない場合にはベオグラードを引き揚げる旨を付け加えた。最後通牒の全文は左の通りである。

一九〇九年三月三十一日、在ウィーン、セルビア国公使は本国政府の命として左の声明をなした。すなわち「セルビア国はボスニアの新局面によって自国の権利になんら影響を受けざること、従って同国は、列強がベルリン条約第二十五条に関しまさになさんとする決議に服すべきことを声明する。セルビア国は列国の協議を遵守し、昨年十月以降併合に関しとり来たる抗議および抵抗の態度を中止すること、ならびに奥匈国に対する現在の政策を一変し、将来同国に対し友好善隣の方針をとることを約する」と。

既往数年の歴史、殊に去る六月二十八日の悲しむべき兇変は、セルビア国内において奥匈国領土よりある地方を分割することを目的とする破壊的運動の存在を証明した。セルビア国政府の眼下に発達したこの運動は、爾来セルビア領外の地における威嚇行動、暗殺謀殺の連発となって現われた。

セルビア国政府は一九〇九年三月三十一日の声明中にいえる公約の義務を履行することをなさず、これ等の運動の鎮圧方についてはなんらなすところなく、奥匈国に不利な諸種の集団の犯罪的行為、新聞紙の不謹慎なる論調、文武官の破壊的陰謀への参加を許容し、国民の教育上において奥匈国に対する危険思想の鼓吹を不問に付し、国民をして奥匈国を憎悪し、奥匈国の国憲を軽侮するに至らしめるが如き一切の意思表示をそのなすがままに黙認し、ついに六月二十八日の兇変において全世界がセルビア政府のこれ等の認許の戦慄すべき結果を目撃するに至るまで放任した。

これを六月二十八日事件の犯行者の口供と証拠に徴するに、サラエヴォの弑害はベオグラードにて計画され、下手人は兇行用の銃器爆発物を国防協会「*Narodna Odbrana*」所属のセルビア文武官から受け取ったこと、ならびに犯人および武器のボスニアへの輸送は主なセルビア国境官吏によって画策実行されたこと明らかである。この審問の結

果は、奥匈国政府をしてかねて本拠をベオグラードに構え、同地から奥匈国領土内に宣伝を行なってきたこれ等の運動に対し、既往数年間とり来たった隠忍の態度をもちやこの上持続するを許さざらしめるのみならず、国内の平和に対する恒久的脅威の種たるこの陰謀を杜絶するの義務を奥匈国政府の上に課するに至った。ここにおいてか、この目的のために奥匈国政府はここにセルビア政府に対し、その排奥主義の宣伝すなわち奥匈国領土の一部を分割せしめることを目的とする陰謀の全部を咎責するの公然の証言と、およびすべての手段をつくしてこの犯罪的かつ脅嚇的の宣伝を禁遏するの約束とを要求するのやむなきを認める。

この義務に厳粛な実効力を与えるため、セルビア政府は一九一四年七月二十六日の官報の第一ページにおいて左の声明を公表し、同時にセルビア国王の命令をもってこれを同国軍隊に伝え、かつ軍隊の公報によりこれを公表すべし。

セルビア王国政府は排奥主義の宣伝すなわち奥匈国領土の一部を分割せしめることを目的とするこれ等の陰謀の全部を咎責し、これ等の犯罪的行為に基因する今次の戦慄すべき結果に対し誠実に遺憾の意を表す。

セルビア王国政府は如上の宣伝に同国文武官の参加したること、およびこれにより同政府が一九〇九年三月三十一日の声明において将来とるべく厳粛に約束せる善隣関係を危殆ならしめたことに対し遺憾の意を表す。

セルビア王国政府は、奥匈国内いづれの地方の住民の運命をも動揺せしめるが如き一切の思想もしくは企図を否認排斥するをもって、すなわち将来何びとといえども右類似の行動に出るものに対しては予防禁遏するにおいて仮借せざるべきことを、文武官および国民全体に厳重に戒飭^{けいご}することとその義務なりと思惟す。

セルビア王国政府はなお別に左の約束をなすべし。

第一 奥匈国に対する憎悪輕侮の念を醸生し、およびその領土保全を侵迫する一般的傾向を有する出版物を禁遏すること。

第二 国防協会を即時解散し、同協会の宣伝資金を挙げて没収すること。排奥主義の宣伝を事とする他の協会および集団に対しても同様の措置をとること。なお解散された諸協会が別種の名義もしくは形式のもとにその活動を

継続するが如きことなからしめんがために必要な手段を講ずること。

第三 セルビア国の教育者および教育方法にして排奥主義の宣伝を醸生し、もしくは醸生するの虞れあるものは即時これを排除すること。

第四 排奥主義の宣伝に關係ある一切の文武官を罷免すること。その氏名および行為については奥匈国政府はこれをセルビア王国政府に通牒するの權利を留保すること。

第五 セルビア国において、奥匈国の領土保全を侵害する運動の禁遏方法に關し奥匈国代表者の協力を承諾すること。

第六 セルビア国内にある六月二十八日事變の關係者に対し司法上の審問を開始すること。奥匈国代表者はこの審問に参加すること。

第七 サラエヴォの審問において挙証されたヴォジャ・タンコシツ少佐およびセルビア国官吏ミラン・シガノウィツチなるものを即時逮捕すること。

第八 セルビア官憲の武器および爆発物の国境外への密輸出に關係するを嚴重に取り締り、かつシャバツおよびロズニカ所在官吏にしてサラエヴォ事件の犯人に国境にて幫助を与えたものを罷免すること。

第九 セルビア国内外におけるセルビア高官にしてその官職を顧みず、六月二十八日事變以来排奥的意見を表示するを憚らざりし許すべからざる態度に關し、セルビア国政府は奥匈国政府に説明を与うることを期す。

第十 セルビア国政府は以上列挙せる措置の実行を遲滞なく奥匈国政府に通達すること。奥匈国政府は遅くも來たる土曜日すなわち七月二十五日の午後六時までにセルビア国政府の回答に接すべきことを期待す。

この最後通牒を受け取ったセルビア政府は今度こそオーストリアが武力に訴える意向であることを見てとつて、戦争は到底さけ得ないと悟った。セルビア摂政はただちにツァールに対して長文の親電を発し、その援助を求めた。翌日、總理バシッチはロシアの代理公使に対して「セルビア政府は奥匈国の要求通り、來たる土曜日午後六時に回答するつもりである。セルビアはその独立の擁護について友国政府に懇願する。戦争がさけ難いならば、セルビアは戦いに応ずる

ほかに途はない」と述べた。イギリス代理公使に対しては「奥匈国の要求は、およそ独立国たるものの到底その全部を承諾する能わざるものである。イギリス政府においては奥匈国を譲歩させる方法を講じられたい。時局はまことに重大である」と告げた。

奥匈国はフランス大統領がロシアおよびスカンディナヴィア旅行中であって、早くも七月二十八日以前にはパリに帰着し得ないことを知っていた。オーストリアはこの不便を知って、たくみにこれを利用したのである。この最後通牒は近世の外交史にまれに見る峻厳なものであった。セルビア自身が承認し得ないと声明したのみならず、ロシア政府もそのうちのある条件は全く実行不可能のものであると明言し、サー・エドワード・グレイもある条項はセルビアの独立と相容れないといった。この通牒の内容はドイツ政府と予め相談の上で決めたものであるとの推測はかなり広く行なわれているが、ドイツの政治家は徹頭徹尾これを否定して、通牒の内容を事前に知らなかったといっている。フォン・ヤーゴも外務次官チンメルマンも繰り返しこのことを陳弁した。消息通は奥匈国の政治家が決してドイツと協議することなくして、この種の通牒をセルビアに発送するはずがないと観測していた。でなければ恐らく北海に巡航していたウィルヘルム二世の親裁を得たものであろう。ウィーン駐在のイギリス代理大使は、ドイツ大使がセルビアに対する通牒の内容を知っていたことを、ドイツ大使自身の口から聞いた。これはドイツ官辺の揚言が真実でないとの反証として引用されている。

ビューロウ公の記すところによれば、オーストリア外相は七月二十一日の朝最後通牒の写しをドイツ大使チルシュキーに渡したことは事実であり、ドイツ政府はおそらく二十二日にはその内容を知ったはずだ。そして大体の項目はもつと早く耳にしていたというのである（ビューロウ備忘録伝記、第三卷一六四ページ）。

七月五日のポツダム会議においてドイツの態度が決定されたとは一般に信ぜられているところであるが、ブランデンブルヒ教授はこれを否認した。しかしリヒノウスキー公はその備忘録に記している。「自分の聞いたところによると、七月五日のポツダム会議において議せられたオーストリア政府の質問に対しては、すべての出席者から最も強硬な意見が提出された。のみならずその結果がたとえロシアと開戦する如き破目に陥っても、害はないということに決定された」

第二章 日本の参戦

欧洲大戦と日本

一九一四年七月下旬、外務大臣加藤高明男は在外使臣からヨーロッパの戦雲急迫せる旨の報道を受けて、当初は半信半疑の状にあった。しかし七月末日に至って漸く欧洲大戦が必至の情勢にあることを知り、帝国政府の態度について慎重熟慮を重ねた。国内においても、単に日英同盟の情誼に基づいて参戦することには躊躇の色を示すものは少なくなかった。ことに勝敗の数全く不明である際に、軽卒にわが態度を決定するの不可なることを説く人もあった。高橋是清氏が大隈首相を訪れて「参戦の噂あれどもそれは過激ではないか。東亜の時局はドイツと平和的談判をもつて解決しては如何」と説いた（『大隈侯八十五年史』）如きはその一例で、政友会内にはこの種の意見を抱くものが多いと見られていた。一方イギリス外務当局においても八月四日に井上大使に向かって「日露戦争中フランスはロシア艦隊に援助を与えたから、日本も同盟の条規に訴え、イギリスの援助を求め得たはずなのに、あえてこれを強いなかった寛大なる精神を酌み、イギリスもまた努めて日本を戦禍の中に捲き込まぬ考えである」と語り、その後も一時は日本の参戦を欲しない意思表示をしたほどであった。この間にあって終始ドイツに対する開戦を主張したのは加藤外相であって、表面日英同盟の情誼を日本参戦の根本理由として主張しつつも、この機会に「わが国の東洋における立場を一段堅く築き上げようとする外交的念願」を胸底に藏していた。

もとより加藤外相は、戦争が極東に波及することを好むものではなかった。これはグリーン、イギリス大使との数次の会談にも現われており、また八月三日および四日、仏露両国大使との会見においても明白に述べたところである。さ

らに四日の臨時閣議で決定後、直ちに発表された時局に処する帝国の態度に関する声明書を見てもその真意は明瞭である。すなわち「日英協約の目的危殆に瀕する場合には、日本は協約の義務として必要な措置を執ることあるべし。しかも政府は切にその然ることなきを希望しつつ、時局の進展に細心の注意を払いつつあり」という一節は、当時の態度を示すものである。しかも勢いが迫ってくるならば、いささかも躊躇うことなく、日本は前記の目的のために起たねばならぬという覚悟を胸底に秘めていた。

グレイ外相と日本の参戦

この時イギリスの政治家は、極東のドイツ海軍根拠地にシャルンホルストを旗艦とする優勢な東洋艦隊のあることに想到して、自然と日本の協力に考えをめぐらした。しかしイギリス政府は日本を戦争の渦中に捲き込むことに多大の躊躇の色を示した。グレイ外相はその回顧録^①において、当時の印象を左の如く書き記している。

最初のころ日本との同盟は何程か困難あり、懸念をさえも伴った事項であった。日本は吾人の同盟国として戦争に参加せんことを用意したのであり、極東および太平洋の全面は、同国に対して開放され、かつその行動の自然的領域であったのである。しかし無制限的な日本の行動を見んことはオーストラリアおよびニュージーランドをして嫌忌せしめるものがあつた。これ等自治領はすでにドイツに対したその太平洋における地位および举措につき疑惧の念を抱いたことであり、日本を目するにドイツに代わるものとして厳に戒心するものの如くであつた。ひとしく重要な日本の行為が米国の世論に不幸なる影響を及ぼし得べきことであつた。それは米国の感情をして吾人に対して確然敵対的ならしめるの虞れさえあつたのである。吾人としてはおのおの戦争に参加し、深甚なる愛国感をもって危険に当面し、犠牲に任ずるを吝まざるイギリスの諸自治領の利益と感情につき、最も慎重なる用意を致すことは当然であつた。また吾人は米国の意に逆らうの危険をあえてしなかつたのである。されば、吾人は日本に対し同国の支援はこれを歓迎するも、しかもその行為は局限的なべく、かつ将来における同国のドイツ領土の獲得については、一定の境域外にわたるべからざることを説明しなければならなかつたのである。同盟の一国に対

しその支援は歓迎するところなるも、しかも貴国においてその支援により不便を醸すことなかるべきを希望する旨説明することは愉快でもなく、また友誼的なる行き方ではなかったのである。しかしそれは吾人にとりまた同盟諸国にとり、単に良政策であるばかりでなく、実に喫緊事であったのである云々。

八月四日イギリスが参戦を決心すると同時に、在東京イギリス大使は加藤外相と会談して、「万一戦争が極東に波及し、香港および威海衛が攻撃される場合には、日本政府の助力に依頼するであろう」と公式に申し入れた。これに対し、外相は、

「香港または威海衛の攻撃、もしくは類似の場合ならば、問題は簡単明瞭である。すなわち同盟条約は直ちにかつほとんど自動的に適用されるが、その他にも例えば公海で英船が拿捕されたというような場合には疑問が起こる。この種の場合は、必ずしも同盟条約の適用をみるものとは断言ができない。よってこれ等類似の事件が発生した場合には、イギリス政府から当方に協議されるよう致したい」

と回答した。ついで八月七日グリーン大使はふたたび外相を往訪して、イギリスはいよいよ日本の援助を懇請するに決した旨を告げ、左の如き覚書を手交した。

わが軍艦が支那海面におけるドイツ軍艦を発見しかつ撃破し得るがためには多少の時日を要するがゆえに、日本の艦隊において、能うべくんば現に吾人の貿易を攻撃せるドイツの仮装巡洋艦を索出し、撃破せんこと極めて肝要なり。

もし貴国政府にしてために若干の軍艦を活用せらるるにおいては、右はイギリス政府に対して最大の便益たるべきものなり。もちろん右はドイツに対する戦争行為を意味するも、しかも右は吾人の意見によれば避け難きところなり。

右の申し入れを受けた加藤外相は直ちに大隈首相と会見して、参戦に関する意見を開陳した。加藤外相の述べた要点は（イ）、参戦決行、（ロ）参戦範囲をドイツ軍艦云々等に限りぬこと、（ハ）参戦理由を立派に具備するようイギリスと交渉することの三点であった。大隈首相は一々これに同意し、その夜緊急臨時閣議を首相私邸に開くことに決した。

参戦決定

同夜の閣議の情況については、加藤高明伝に記すところを左に引用するであらう。⁽²⁾

重大なる閣議は、大正三年八月七日の夜十時から、早稲田の大隈首相の私邸で開かれた。席上加藤男はまずイギリスとの外交顧末を詳細に報告して後、参戦と外交上の利害関係について綿々と私見を左の如く述べるのであった。

「かかる次第で、日本は今日、同盟条約の義務によって参戦せねばならぬ立場にはいない。条文の規定が日本の参戦を命令するような事態は、今日のところでは未だ発生してはいない。ただ一はイギリスからの依頼に基づく同盟の情誼と、二は帝国がこの機会にドイツの根拠地を東洋から一掃して国際上に一段と地位を高めるの利益と、この二点から参戦を断行するのが機宜の良策と信ずる。

さりながら、この際参戦せず、単に好意の中立を守ってうちに国力の充実を図ることも一策といふことができる。交戦国が戦いに疲れ終わるとき、実力を充備する日本は自然、国際的地位を高める結果となるから、あるいはこの方が万全の策であるとの観測もできる。自分一個の考えは、参戦断行の一事のみであるが、事は帝国の存亡にも関する重大案件であるから、慎重の上にも慎重をもって議せねばならぬ。どうか前述の二策について篤と諸君の忌憚ない御意見を伺いたい」

というのであった。しかし加藤男が、「この際は日英同盟の広汎なる基礎の上に参戦するのが、同盟の本質に副うのみならず、わが極東平和策の大局上有利である」との信念を把持していたことは、その語調の表裏に明らかに観取された。それはある一人がドイツのベルギー中立侵害の例を挙げ、わが軍の青島攻撃は支那の中立を侵す結果となりはしまいかと質問したときに、特に著しく現われた。

閣議の席上で閣僚の中には参戦に躊躇の意を表したのもあったが、多数は加藤外相の提案の如く対独宣戦の議に左袒した。ことに軍部を代表せる一閣僚の如きは、「ドイツは半歳を出でずして敗績するであらう。その場合には、英仏諸国は来たりてかねてより垂涎する領土を獲取すべく、その暁にいたりわが国はもはや獲得すべきものなく、徒らに指

をくわえて眺めるの悲境に陥るを保し難い。故に今において英仏側に起ちて参戦し、他日の割前を事前に画するにしかず」とまで論じた。首相大隈は「今回の参戦はドイツの軍国主義を懲すための戦いであると同時に、日英同盟に基づく義戦である。また日本国民はかつてドイツが主となって試みたる日清戦役後の三国干渉に対し、今なお深い怨恨を感じているから、一種の復讐戦である。故にこの際、支那におけるドイツ勢力を駆逐することが、わが国民のひとしく望むところであるのみならず、一方においてわが国の支那における権利を伸張するゆえんである」と述べ『大隈侯八十五年史』第三卷、一六五ページ）、閣議は四時間にわたった末、ついに参戦決行に一決した。

翌八日夜、さらに山県、大山、井上、松方四元老を加えた閣議が開かれ、加藤外相から参戦を利とする理由を説明した。元老中には参戦の結果を危ぶむものもあったが、加藤外相の力説により結局一同これに賛成し、ついで勅裁を得て、政府は直ちにその準備に着手することとなった。

イギリスとの交渉

八月八日（大正三年）午後、加藤外務大臣はイギリスに対して重要な申し入れをした。それはイギリスの援助要求の事由すなわち「支那海におけるドイツ武装商船の撃滅」だけでは開戦の理由とするに不十分であるから、イギリスの同意を得て、

「……戦乱の余波は東亜に及び、日英同盟協約の目的危殆の状に瀕するに至れり。ここにおいてイギリス政府は該協約に基づき日本政府の援助を求めたるにより、日本政府は熟慮の末、右請求に応じドイツに対し開戦することに決定したり」

との趣旨を開戦の理由としたい旨を申し込んだのである。当時外相の真意は、翌九日の午後グリーン英大使を引見して説明したところによって明白である。その要領は、

「……いやくも日本が出でてイギリスを援ける段になれば、同盟適用の結果としても、はたまた戦略上の必要からも、一般的に必要なすべての軍事上の措置をとらねばならない。しかるに日本の行動を局部的に敵艦の搜索